

福島県内大学図書館連絡協議会誌

第 26 号

◇第 41 回 福島県内大学図書館連絡協議会総会議事録	
福島県立図書館	1
◇第 31 回 福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会報告	
担当：福島地区 桜の聖母短期大学図書館情報センター	
福島県立医科大学附属学術情報センター	
福島学院大学図書館情報センター	
福島大学フクニチャージ図書館（附属図書館）	
福島県立図書館	3
◇相互利用参加館（公立図書館）紹介	
「郡山市中央図書館の紹介」	
郡山市中央図書館 館長 若穂 豊	18
福島県内大学図書館連絡協議会会則	20

令和 7 年 3 月

第 41 回福島県内大学図書館連絡協議会総会 議事録

日 時 : 令和 6 年 7 月 31 日 (水) 11:00~12:00

形 式 : Zoom によるオンライン開催

出席者 : 11 館 16 名

欠 席 : 2 館 (会津大学短期大学部附属図書館、東日本国際大学・いわき短期大学昌平
図書館)

開 会

議長選出

議事に先立ち、参加者の自己紹介がなされた後、議長の選出を行った。

令和 6 年度幹事館 福島県立図書館の高橋が議長に選出された。

1 報告事項

(1) 令和 5 年度事業報告

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき報告があった。

2 協議事項

(1) 令和 5 年度会計報告 (案)

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき報告があり、会計監事の福島県立医科大学附属学術情報センターより監査報告がなされ、原案のとおり承認された。

(2) 令和 6 年度会費の徴収について

常任幹事館の福島大学附属図書館より令和 6 年度においても会費の徴収を見送ることについて提案があり、承認された。

(3) 令和 6 年度事業計画 (案)

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

(4) 令和 6 年度予算（案）

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。

(5) 当年度会計監事の選出について

常任幹事館の福島大学附属図書館より近隣の福島県立医科大学附属学術情報センターに依頼したいとの提案があり、承認された。

(6) 福島県内大学図書館相互利用制度について

常任幹事館の福島大学附属図書館より資料に基づき説明があり、原案のとおり承認された。また、福島大学附属図書館より補足として、以下の通り説明があった。

- ・必要な館には共通利用証申込書を郵送するので別途連絡してほしい。
- ・共通利用証交付申請書（様式 1）については、追って当協議会のホームページに掲載したいと考えている。

3 承合事項

(1) 図書館及びラーニングコモンズの授業利用について

医療創生大学図書館より本件の提案があり、資料に基づき、提案理由の説明及び回答への御礼があった。また、福島県立医科大学附属学術情報センターより補足として、以下の通り説明があった。

- ・福島県立医科大学附属学術情報センターでは、授業に関連した文献検索等のガイダンスは行っている。

4 その他

(1) 次年度幹事館について

議長より資料に基づき説明があり、奥羽大学図書館の耐震工事に伴い、令和 7 年度と令和 8 年度の幹事館を交替し、会津大学情報センターが担当することを確認した。引き続き、同館よりあいさつがあった。また、本総会における次年度以降の開催方法についても確認された。

閉 会

第 31 回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会報告

第 31 回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会は、令和 6 年 12 月 19 日（木）に Zoom を使用してオンライン開催された。本年度幹事館である福島県立図書館が運営・進行を務め、加盟館及び大学図書館間相互利用制度参加館 計 15 館 36 名が参加した。

講師として愛荘町立愛知川図書館長・秦荘図書館長 三浦寛二 氏をお招きし、「地域を支える図書館の役割 館種を超えた連携に向けて」をテーマに、館種による違い・特性の確認と今後考えられる連携の在り方についてご講演いただいた。後日、期間限定でアーカイブを公開した。また、研修会終了後に、Google フォームによるアンケートを実施した。

次第、講演資料及び感想等は以下のとおりである。

桜の聖母短期大学図書館情報センター
福島県立医科大学附属学術情報センター
福島学院大学図書館情報センター
福島大学フクニチャージ図書館（附属図書館）
福島県立図書館

第 31 回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会次第

日 時 令和 6 年 12 月 19 日（木） 13：30～15：00

場 所 Zoom を使用したオンライン開催

1 開会 [13:30-13:35]

あいさつ 福島県内大学図書館連絡協議会

令和 6 年度幹事館 福島県立図書館長 深谷 一夫

2 研修 [13:35-15:00]

講 演：「地域を支える図書館の役割 館種を超えた連携に向けて」

講 師： 愛荘町立愛知川図書館長・秦荘図書館長 三浦 寛二 氏

●講師プロフィール

福島県立医科大学附属学術情報センターや福島県立図書館、滋賀県立大学附属図書館を経て、現在、愛荘町立図書館長・秦荘図書館長。地域資料の収集提供に力を入れており、住民の協力を得て実現させた地域の古写真アーカイブ「あいしょうデジタルライブラリー」が話題となり、令和 6 年 10 月 18 日に開催された国立国会図書館フォーラム「市町村における地域資料のデジタル化及びデジタルアーカイブ構築」で事例報告をされた。

3 閉会 [15:00]

館種を超えた連携に向けて

地域を支える図書館の役割から

滋賀県 愛荘町立愛知川図書館・秦荘図書館

三浦 寛二

kodanuki1128@gmail.com

本日の内容

- 発表者自己紹介・愛荘町のご紹介
- 公立図書館と大学図書館
 - ・具体的な違い
 - ・連携を探る
- これからの「図書館」 …館種を超えて

滋賀県愛荘町のご紹介

- 滋賀県 湖東地域
 - ・旧中山道沿い
 - ・東海道新幹線、
名神高速道路が通過

■ 人口約2万1千人

■ 図書館2館
(愛知川図書館・秦荘図書館)



←ふるさと納税はこちら



2007年 愛知川図書館 Library of the Year 大賞受賞

2009年 「愛荘町まちじゅう読書の宣言」

2020年 町立図書館から図書指導員(学校司書)を町内全小学校に毎日配置

愛荘町の図書館

$$29万5千 + 18万4千 = 47万9千$$

$$8,400 + 4,100 = 1万2千500$$

$$21万 + 8万9千 = 29万9千 (14.2)$$

$$8万4千 + 3万1千 = 11万5千$$

大学図書館と公立図書館の違い ① サービス対象

大学図書館

- ・大学の構成員（学生、教職員）

公立図書館

- ・住民、市民(町・村民)

・「住民」 地方自治法

第十条 市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。

・「市民」の定義は明確ではない(図書館条例施行規則でも「市民」の表記は(原則)ない)

白河市自治基本条例

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところとします。

(1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学している者及び市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体をいいます。

愛荘町自治基本条例

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町民 町内に住所を有する者(以下「住民」という。)、町内で働く者および学ぶ者をいう。

大学図書館と公立図書館の違い ② 設置の根拠

大学図書館 …大学設置基準

(校舎)

第三十六条 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。

(教育研究上必要な資料及び図書館)

第三十八条 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。

2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。

大学図書館と公立図書館の違い ② 設置の根拠

公立図書館 …図書館法

(定義) 第二条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

(図書館奉仕) 第三条

図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。

四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。

大学図書館と公立図書館の違い ③ 評価

大学図書館(大学) 自己点検・評価 + 認証評価

学校教育法

第百九条

大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備(次項において「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者(以下「認証評価機関」という。)による評価(以下「認証評価」という。)を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

大学の「評価疲れ」に・・・

大学図書館と公立図書館の違い ③ 評価

公立図書館

図書館法

(運営の状況に関する評価等)

第七条の三 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第七条の四 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

・運営状況の公開に関する条文

・福島県立図書館「図書館情報」 https://www.library.fcs.ed.jp/?page_id=368

大学図書館と公立図書館の違い ③ 評価

公立図書館

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

・「図書館」でなく、「教育委員会」の評価で充足する自治体が大半

大学図書館と公立図書館の違い ④ 本の情報(MARC)

大学図書館

・NACSIS-CAT を活用することが多い

NIIによる。オンライン共同分担目録方式により全国規模の総合目録データベース。
参加館は基本、無料で利用できる。

公立図書館

・(多くは)MARCは購入するもの！(あるいは自作するもの)

愛荘町で年間20万円+40万円=年間60万円も必要！

大学図書館と公立図書館の違い ⑤ よく使う検索ツール

大学図書館 (大学にもよりますが)

- ・「CiNii Research」「CiNii Books」これがないと、仕事にならない
大学によっては「医中誌Web」とか「PubMed」などが入る。
- あと、「朝日新聞クロスサーチ」など(要契約)。
- (相互貸借ツール)・Nacsis ILL (相互貸借＝複写依頼 のことが多い)

公立図書館

- ・自館の蔵書検索
- ・「朝日新聞クロスサーチ」など(要契約) ・インターネット版官報(90日分無料)
- ・NDLサーチ ・国立国会図書館デジタルコレクション
- (相互貸借ツール)・県立図書館の蔵書検索、横断検索 ・カーリル (相互貸借＝現物が多い)

大学図書館と公立図書館の違い ⑥ レファレンスのよくあるパターン

大学図書館

- ・大学の図書館で問い合わせ(多くは研究テーマが決まっている)
⇒ CiNii Researchで論文検索 ⇒ 所蔵してなければ、相互貸借で論文を入手
- ・専門的な質問に強く、一般的な質問には弱い
- ・情報検索で解決する傾向

公立図書館

- ・公立図書館で問い合わせ(質問者が質問内容そのものを分かっていないことも…)
⇒ (いろいろ聞きつつ)蔵書検索 ⇒ (基本)なんとかして自館所蔵資料で解決することが多い
- ・総合的、基礎的な質問に強く、専門的な質問に弱い
- ・郷土資料に関する質問に強い

大学図書館と公立図書館の違い ⑦ 最近？のキーワード

大学図書館 (すいません、古いかも…)

- ・場としての図書館 ⇒公立図書館でも？
- ・ラーニングコモンズ
- ・機関リポジトリ
- ・学生選書 ⇒一般書や小説の選書のノウハウは公立図書館にある

公立図書館

- ・電子書籍の導入 ⇒大学図書館は早期にEJを導入
- ・子ども読書活動の推進、学校図書館の充実
- ・読書バリアフリーの対応
- ・デジタルアーカイブ(地域資料の電子化・公開) ⇒リポジトリの応用
- ・MLA連携

大学図書館と公立図書館の違い

まとめ

- ・大学はNII(国立情報学研究所)のもと、学術情報として総合的に発展
- ・公立図書館は基本は各自治体任せ(自治事務)

連携できる？

「公共図書館と大学の連携事例の一考察」渡部幹雄
 カレントアウェアネス No.359 2024年3月20日 CA2057
<https://current.ndl.go.jp/ca2057>

同じ「図書館」でも、業務内容はかなり違う

⇒ 違いを活かす方法で連携できないか？

連携の実例 ①公立図書館で「看護師対象の文献検索」（愛荘町）

地域の看護師が困っている

- ・看護研究をしなければいけないが、誰も教えてくれない
（特に40代以上の中堅職員に検索スキルが不足（若手も忘れてる））
- ・看護系の大学図書館が近くにない

⇒公立図書館の司書がCinii Resや医中誌を紹介

- ・司書の勉強にもなる
- ・看護系資料の購入に活かす（一般の方も使える医療系資料）
- ・（公立図書館）健康に関する本のエビデンスをどうするか困っている

「公共図書館で文献の検索と収集をどのように伝えるのか：公共図書館における看護師を対象とした文献検索ガイダンス実施の試み 現代の図書館 55（4）、192-199、2017-12」

連携の実例 ①公立図書館で「看護師対象の文献検索」（愛荘町）

愛荘町の場合、知識のある職員が主体となり実施



そんな職員がいない！

大学図書館と公立図書館の連携のきっかけがある

「連携」は「自分が困っている、不足している点を相互に補う」ため
…自館の課題と長所を把握、相互に補える形で協力

- ・まずは 「自館の課題の把握」 「自館の目標は？」
- ・自分から（自館から）動かなければ何も始まらない

連携の実例 ②公立図書館の「強み」を活かす

公立図書館の「強み」…一般書や小説が豊富

- ・「読書」の機会の提供
- ・若い人に来てほしい
- ・（紙の）本を通じたつながりや、きっかけを（意外と）求めている
（自分からは企画しないが、参加しようという意思はある）

…ビブリオバトルの開催、学生による選書など、学生の視点を取り入れる
大学にとっても、「図書館に人を呼ぶ」きっかけになる（その必要があれば）

連携の実例 ②公立図書館の「強み」を活かす

愛荘町の場合

（大学ではないですが…学校との連携で）

- ・中学校で司書職員がビブリオバトルを開催
- ・図書館で中学校の美術作品展を開催（全員が出展）



連携の実例 ③ 物流やシステムの連携

とはいえ、物流や相互利用はありがたい

- ・京都府立図書館 <https://www.library.pref.kyoto.jp/?p=12086>
- ・福島県の相互利用制度

リポジトリの共有

山口県地域学リポジトリ

<https://knowledge.lib.yamaguchi-u.ac.jp/ja/page/about>

⇒デジタルアーカイブの共同構築ができるといいなあ

各種システムを単独で実施(更新)するのは合理性に欠ける
(県立図書館主導や大学連携の可能性)

地域の資料と図書館

公立図書館は、なぜ地域資料を収集？

- ・その地域の「少し前から今」を集めるのは地域の図書館だけ！

大学(図書館)は、なぜリポジトリを構築？

- ・大学構成員の研究成果の公開は「開かれた大学」の使命

公立図書館の地域資料

- ・紙媒体中心(最近、ポーンデジタルやデジタルのみの資料が…)
⇒デジタル化やデジタル資料対応はとても遅れている
- ・著作権法上、ネット公開(オープンアクセス化)が困難

大学(図書館)のリポジトリ

- ・主に大学の先生が執筆した論文等を、無料公開(オープンアクセス)

うまく擦り合わせることができる可能性は？(経費、手間も浮く)

さいごに

- ・公立図書館を含めた「福島県内大学図書館連絡協議会」のある福島県の長所を活かす
- ・現在の業務の「困った」「何とかしたい」を、相互に助け合う
 - ・まずは現在の業務の把握
 - ・最新の動向をチェック(幅広い視野)
- ・高校の学校図書館との連携
 - ・大学にとっては、将来の学生となる者へのPR

第 31 回福島県内大学図書館連絡協議会実務者研修会

感想フォーム 回答一覧

○ 参加館数：15 館、回答数：9 件

	所属館種を教えてください。	研修会の評価について教えてください。	評価についての具体的な理由または感想を教えてください。 (自由記述)
1	大学図書館 89% 公共図書館 11%	大変満足 22% やや満足 67% やや不満 11% 不満 0%	公立図書館と大学図書館の違いを改めて確認することができ、協力し合う可能性を考えることができた。大学図書館では一般書が少なくなりがちの為、学生の読書を促すためにも「ふくふくネット」のような相互利用しやすいシステムを県内で広げてもらえたらいいなと思った。
2			お忙しくて、画面だされない方もいらっしゃいましたが、皆さんのお顔がみえる状態にしての研修はいいなと思いました。
4			今回の研修会で、館種の違いや、それぞれの強みについて学ぶことができたと感じています。これまで、業務の中で、あまり意識をすることがなかったので、良い気付きとなりました。ありがとうございました。
5			経験が豊富な三浦様から、大学図書館と公立図書館の違いを法令をはじめとする様々な視点からご説明をいただき、大変勉強になりました。お互いの違いを理解し、協働関係を築くことで、より良い図書館運営ができると思いました。
6			講師の方が適宜発言を促してくれたのが良かったです。
7			大学図書館側としては既知の情報が多かったので、公共図書館の方向けの研修だったと感じました。この講演を踏まえて、「困った」「何とかしたい」といった問題点を挙げ合って、連携の可能性を探ったり、「理想の図書館」について話し合ったり、そうした場があれば、さらに深まるのではないかと思います。
8			講師は大学図書館にも公共図書館にも精通しており、参考になるお話をたくさん聞くことができました。チャレンジしてみたいと思うこともあり、有意義な研修でした。

郡山市中央図書館

郡山市中央図書館 館長 若穂 豊

郡山市図書館の沿革

郡山市図書館は、1944（昭和19）年11月に開館し、二度の移転を経て1981（昭和56）年に現在の地に移転開館しました。その後、1991（平成3）年に市内2館目の図書館として希望ヶ丘図書館が開館したことに伴い、館名を「郡山市中央図書館」と改め、令和6（2024）年に80周年を迎えました。現在、市内には、中央図書館のほか、希望ヶ丘図書館、安積図書館及び富久山図書館の地域館3館と地域公民館内に併設された分館10館がオンライン化されています。



郡山市中央図書館について

郡山市中央図書館は、地下1階地上3階建て、延床面積は5,888㎡で、蔵書数475,690冊、貸出点数455,164点、貸出者数151,118人と、県内最大規模を誇ります。

2016（平成28）年には「楽都郡山」にふさわしい図書館づくりを目指し、本市出身の東京藝術大学名誉教授、船山隆氏を名誉館長に迎え、船山名誉館長の指導によるレクチャーコンサートや関連図書・楽曲の展示を行っています。2019（令和元）年には県内に先駆けて電子書籍を導入し、書籍数は6,073点、貸出冊数64,967冊、閲覧冊数140,902冊と小中学校等での利用を中心に利用の拡大を図っているところです。また、同時期に、郡山市図書館の利用を市内に居住・通勤・通学者から、「こおりやま広域連携中枢都市圏」内に居住している方まで広げる広域利用（一部サービスを除く）を開始し、登録者は16市町村で747人、貸出冊数10,708冊とより多くの皆様に親しまれる図書館となりました。

※各数値は2023（令和5）年度末時点のもの。

トピックス

- ・2024（令和6）年から雑誌スポンサー制度を導入し、2025（令和7）年からはネーミングライツを実施することにより自主財源の確保に努めています。
- ・2025（令和7）年3月に中央図書館の隣に郡山市歴史情報博物館が開館することに伴い、博物館・美術館・中央公民館と事業連携を図っていきます。また、2024（令和6）年11月からは、郡山市図書館のデジタルアーカイブを、郡山市で所蔵する資料と一体的に検索できるよう「郡山市デジタルアーカイブ」として再構築しました。

館内の紹介

【1階】一般開架コーナー／こども図書館

一般開架コーナーは、吹き抜けがあり、北テラスに面した閲覧コーナーではゆったりと読書が楽しめます。雑誌や小説、専門書のほか、趣味・実用書コーナーとして、手芸・料理・健康・ビジネス・旅行など、利用の多いジャンルに分けて図書を配置しています。受付カウンター前の視聴ブースでは、全国放送番組アーカイブ・ネットワークやナクソス・ミュージック・ライブラリー、電子書籍、デジタルアーカイブの閲覧ができます。

こども図書館は正面玄関付近に位置し、0歳から中・高校生までの児童書が年齢別に配置され、児童用トイレや授乳室も設置しています。南テラスに面した絵本コーナーは吹き抜けで、開放的な雰囲気を読書が楽しめます。常設や特設の展示コーナーでは季節の絵本やSDGs、教科書掲載本などおススメの本を紹介しているほか、登録ボランティアとの協働により年齢別のおはなし会を定期的に開催しています。

【2階】参考調査室・郷土資料室／学習スペース

2階にはレファレンスカウンターがあり、参考図書や郷土資料、新聞、住宅地図の閲覧や国立国会図書館のデジタル化資料送信サービスが利用できるスペースもあります。郷土資料には、図書のほか、郷土に関する新聞記事をジャンルごとにクリッピングした資料などもあり、多くの方に利用されています。

【3階】視聴覚ホール／学習室

視聴覚ホールでは、映画の上映、音楽の発表会、講演会等が開催でき、船山名誉館長によるレクチャーコンサートも毎年開催しております。

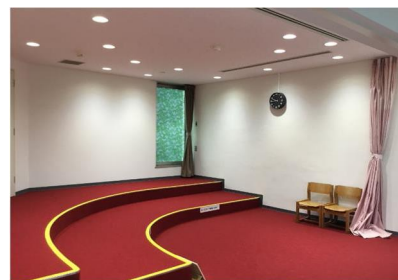
学習室は用途別に一般学習室、Eラーニング優先学習室、親子学習室の3室に分かれており、それぞれの目的に適した環境での利用が可能でWi-Fiも利用でき、飲食可能なコーナーも復活しました。2階の学習コーナーとあわせて全部で134席あり、空き状況もインターネットで確認できるため、毎日多くの方が利用しています。



一般開架コーナー



こども図書館



おはなし会室



参考調査室・郷土資料室



視聴覚ホール

福島県内大学図書館連絡協議会会則

制定 昭和60年2月28日
改正 平成 2年7月 6日
改正 平成 5年7月 9日
改正 平成 7年7月25日
改正 平成12年7月14日
改正 平成15年7月11日
改正 平成16年8月 6日
改正 平成17年8月 5日
改正 平成18年8月24日
改正 平成27年9月17日
改正 平成29年7月20日
改正 令和元年7月25日

- 第1条 本会は、福島県内大学図書館連絡協議会（以下「協議会」という）と称する。
- 第2条 協議会は、次の大学図書館及び福島県立図書館並びに福島工業高等学校図書館をもって組織する。
- 1 会津大学情報センター
 - 2 会津大学短期大学部附属図書館
 - 3 医療創生大学図書館
 - 4 奥羽大学図書館
 - 5 郡山女子大学図書館
 - 6 桜の聖母短期大学図書館情報センター
 - 7 昌平図書館（東日本国際大学・いわき短期大学）
 - 8 日本大学図書館工学部分館
 - 9 福島県立医科大学附属学術情報センター
 - 10 福島学院大学図書館情報センター
 - 11 国立大学法人福島大学附属図書館
- 第3条 協議会は、加盟館相互の緊密な連携と協力により、図書館の施設、管理、運営などについての進歩、改善を図ることによって、地域社会の進展に寄与することを目的とする。
- 第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、随時図書館に関する講習会の開催、その他必要と認める事業を行なうものとする。
- 第5条 協議会の総会は年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。
- 2 開催地については、原則として福島地区、郡山地区、いわき地区、会津地区とし、1か年交代とする。
- 第6条 会務を処理するために、幹事館をおく。
- 2 当分の間、福島大学附属図書館を常任幹事館とする。
 - 3 第5条第2項における開催地区の加盟館の中から、協議によって、年度幹事館を選出し、年度幹事館は当該年度総会その他の事業運営を処理する。
- 第7条 本会の会計監査を行うために、会計監事をおく。
- 2 会計監事は、総会において常任幹事館及び年度幹事館を除く加盟館から1館選出する。任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3 会計監事は、総会において監査結果を報告する。
- 第8条 協議会の事務局は、常任幹事館内におく。
- 第9条 協議会の運営に要する経費は、会費その他の収入をもってあてる。
会費は年額5,000円とし、会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。
- 附 則 この会則は、平成2年7月6日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成5年7月9日から施行する。
- 附 則 この会則は、平成7年7月25日から施行する。

附 則 この会則は、平成12年7月14日から施行する。
附 則 この会則は、平成15年7月11日から施行する。
附 則 この会則は、平成16年8月6日から施行する。
附 則 この会則は、平成17年8月5日から施行する。
附 則 この会則は、平成18年8月24日から施行する。
附 則 この会則は、平成27年9月17日から施行する。
附 則 この会則は、平成29年7月20日から施行する。
附 則 この会則は、令和元年7月25日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(会則第7条についての申し合わせ)

常任幹事館においては、会計処理、記録保存などの総合的会務を処理する事務局機能を担当し、年度幹事館は、常任幹事館との密接な連携の下に、当該年度総会その他の事業実施事務を担当する。

福島県内大学図書館連絡協議会誌 第 26 号

令和 7 年（2025 年）3 月

編 集 : 福島大学附属図書館

編集協力 : 福島県立図書館

発 行 : 福島県内大学図書館連絡協議会
〒960-1293 福島市金谷川 1 番地
福島大学附属図書館内
TEL : 024-548-8082 / FAX : 024-548-2377
